

府中町ふれあい収集利用申請に係る同意書

私は、府中町ふれあい収集の利用を申請するに当たり、次のことに同意します。

- 1 申請者及び世帯員の介護認定区分及び障害の程度について町が確認すること。
- 2 ごみを分別し、決定した指定場所に時間どおり（収集日当日の午前8時30分まで）に出す。
- 3 自宅を不在にするとき、ふれあい収集を利用する必要がなくなったときは、事前に連絡する。
- 4 ふれあい収集作業中の事故について、収集作業員に瑕疵がない場合は責任を問わない。
- 5 声かけに対する応答がない場合、又は安否の確認が必要と判断される場合、緊急連絡先の方へ町（環境センター）から連絡がある旨を事前に説明する。
- 6 ふれあい収集の対象要件に該当しなくなった場合は、利用を中止すること。

署 名（本人） _____

（本人署名を代筆した場合）

代筆者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

続 柄 _____

代筆理由 _____

注 意 事 項 等

- ① 家の中に入って収集することはできません。収集の際は、自宅の玄関前など、事前に取り決めた屋外の場所までごみを出していただく必要があります。
- ② 集合住宅にお住まいの方で、住宅の共用部分（玄関ドア前の通路部分など）にごみを出す場合、事前にご自身で住宅の管理者の了承を得てください。また、オートロックマンションの場合、利用者自身に開錠していただき、玄関前で収集します。（ご不在時は収集できません。）
※収集は収集日当日の午前8時30分より開始します。交通事情等によってはお伺いする時間が遅くなる場合もありますので、ご了承ください。
- ③ ごみを出す際は、町の分別ルールに従って分別したごみを、蓋つきのバケツ（推奨）等に入れて、収集日当日の午前8時30分までに玄関先に出してください。※ごみを入れる蓋つきのバケツ等は利用者側で用意してください。（分別の種類は1 普通ごみ 2 有価物 3 埋立・有害ごみ 4 ペットボトル・紙パック・白色トレイの4種類です。）（※大型ごみ及び府中町で収集できない廃棄物はふれあい収集の対象としていません。）

町 確 認 欄

福祉課 ・ 高齢介護課

課長	課長補佐	係長	係員	対象要件 確 認 欄